

大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所  
における公的研究費の使用に関する行動規範

平成26年10月8日

研究主幹等・研究力強化推進会議決定

大学等における学術研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費（注）の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者が所属する機関ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものである。

このことを踏まえ、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「研究所」という。）は、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、研究所の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、公的研究費の使用に関する行動規範として次のとおり定める。

研究所職員及びその他関連する者（以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、公的研究費が研究所の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）、研究所が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 構成員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、構成員のうち事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の不正使用防止に関する講習会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. 構成員は、公的研究費の不正使用又は不正のおそれがあることを知ったときは、速やかに通報窓口等に通報しなければならない。

（注）公的研究費とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金及び委託費等を財源として研究所で扱うすべての経費をいう。